

瀬戸市都市緑化推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県が実施する「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」に基づく間接補助事業として、民有地の緑化及び市民参加で実施する緑化事業に対して補助金を交付することにより、市内における緑の保全と創出を推進することを目的とする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 緑の街並み推進事業 市内の市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落にある民有地の敷地及び建築物（以下「敷地等」という。）において実施する別表第1に掲げる事業で、別表第2に掲げる要件に該当するもの。
- (2) 市民参加緑づくり事業 市民団体等が市内の国、地方公共団体が所有する土地（以下「公有地」という。）において市民参加による樹林地整備、植栽、ビオトープづくり等の緑づくり活動又は体験学習を実施する別表第1に掲げる事業で、別表第2に掲げる要件に該当するもの。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助事業としない。

- (1) 緑化工法、緑化資材等の営業を目的とした緑化事業
- (2) 既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことのある敷地等における緑化事業
- (3) 本市の他の補助又は本市以外の団体等から補助金等の交付を受ける緑化事業
- (4) 敷地等に定着していない移動可能な緑化事業
- (5) 補助金の交付の決定の日以前に着手した緑化事業
- (6) 市税を滞納している者が行う緑化事業
- (7) 瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が行う緑化事業

3 補助事業が、工場立地法（昭和34年法律第24号）等に基づいて行う緑化事業である場合、定められた緑化率を2%以上上回っていなければならない。

4 市民参加緑づくり事業に対する補助は、同一敷地内における、同一内容かつ同一時期に行われる事業は、原則一件の交付申請とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助事業に要する経費のうち補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1の補助対象経費欄に定める額とする。

2 市長は、予算の範囲内において、別表第1の補助金交付額に定める額の補助金を補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に交付するものとする。

3 補助対象経費には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まないものとする。ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定することができる。

- (1) 個人事業者ではない個人
- (2) 消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者とならない事業者
- (3) 免税事業者
- (4) 簡易課税事業者

- (5) 国、地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）又は消費税法別表3に掲げる法人
- (6) 国又は地方公共団体の一般会計である事業者
- (7) 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

（交付の申請）

第4条 補助事業者は、瀬戸市都市緑化推進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号又は様式第3号）
- (2) 事業費を証明する書類（見積書、事業費内訳書等）
- (3) 事業場所の位置図
- (4) 事業に係る図面（計画平面図、緑化工法が分かる構造図等の図面）
- (5) 現況写真（補助事業の未着手が分かる写真）
- (6) 維持管理に関する誓約書（様式第4号）
- (7) 市税納付状況確認同意書（転入者にあつては、前住所地での市町村税の滞納が無いことを証する書類）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業により設置される緑化施設（植栽、植栽基盤、灌水施設及びこれらに付随して設けられる施設をいう。以下同じ。）の管理者（以下「管理者」という。）と補助事業者は、同一でなければならない。ただし、管理者と補助事業者が異なる場合において、管理者と補助事業者の間で、管理義務を管理者が負う旨の取決めがなされているときは、管理者と補助事業者は同一とみなすものとし、補助事業者は、管理者が管理義務を負う取決めをしたことを証する書類を交付申請書に添えなければならない。

3 補助事業者は、当該補助事業者と補助事業により設置される緑化施設の存する敷地等の所有者とが異なる場合は、当該敷地等の所有者の承諾を得たことを証する書類を交付申請書に添えなければならない。

（補助金の交付の決定の通知）

第5条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し適切と認めたものについては、瀬戸市都市緑化推進事業補助金交付決定通知書（様式第5号。以下「決定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

（計画変更等）

第6条 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合又は廃止若しくは中止しようとする場合は、瀬戸市都市緑化推進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号。以下「承認申請書」という。）に事業の変更内容等が分かる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更の承認）

第7条 市長は、承認申請書を受理したときは、その内容を審査し適切と認めるものについては、瀬戸市都市緑化推進事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

2 変更後の補助金の交付決定額は、変更前の補助金の交付決定額を超えない額とする。

(実績報告書)

第 8 条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して 30 日以内又は決定通知書の交付日の属する年度の 3 月 20 日（当該日が土曜、日曜又は祝日の場合は、その直前の平日とする。）のいずれか早い日までに瀬戸市都市緑化推進事業補助金事業実績報告書（様式第 8 号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第 9 号又は様式第 10 号）
- (2) 事業に係る図面（完了後の平面図及び緑化工法が分かる構造図等の図面）
- (3) 写真（着手前及び完了後）
- (4) 事業費用の請求書及び領収書（原本を確認及び複写後に返却）
- (5) 行祭事に使用した配布資料等の控え（市民参加緑づくり事業の場合に限る）
- (6) その他市長が必要と認める書類

第 9 条 市長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査し適切と認めるものについては、瀬戸市都市緑化推進事業補助金確定通知書（様式第 11 号。以下「確定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 10 条 補助事業者は、確定通知書を受領した日から起算して 14 日以内に瀬戸市都市緑化推進事業補助金請求書（様式第 12 号。以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

(表示板の設置)

第 11 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、「あいち森と緑づくり税」を活用した交付事業により緑化事業を実施した旨の表示板（様式第 13 号）を事業施行箇所に設置しなければならない。

(樹木等の管理)

第 12 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業が完了した後においても責任をもって現状を維持し、樹木等の健全な育成及び管理に努めなければならない。

(状況報告)

第 13 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、前条の樹木等の健全な育成及び管理に関し、市長が必要と認め、指示があったときは、速やかに瀬戸市都市緑化推進事業補助対象緑化施設状況報告書（様式第 14 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業場所の位置図
- (2) 事業に係る図面（平面図及び緑化工法が分かる構造図等の図面）
- (3) 状況写真

(交付の決定の取消等)

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に反する行為があったとき。
- (3) 第 2 条第 2 項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(財産の処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を処分するときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者が、前項の規定により承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、市長は交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

（雑則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が決定する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表第 1

事業内容	対象規模	補助対象経費	補助金交付額
屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化 生垣緑化	屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化については、緑化対象面積の合計が 50 ㎡以上であること。 生垣緑化については、生垣設置の延長が 15m 以上であること。	工事費 屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化の費用のうち植栽、植栽基盤、灌水施設に係る費用、生垣設置に係る費用並びに表示板の設置に係る費用。ただし、植栽については、植栽した個体の生育期間が 1 年から 2 年程度しか見込めないものを除く。	1 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 の額とし、1 千円未満の端数金額は、切り捨てるものとする。ただし、各緑化事業における限度額は 500 万円又は次に掲げる額のいずれか低い額とする。 (1) 屋上緑化及び壁面緑化にあつては、緑化対象面積に 1 ㎡当たり 3 万円を乗じて得た額 (2) 駐車場緑化にあつては、緑化対象面積に 1 ㎡当たり 2 万円を乗じて得た額 (3) 空地緑化にあつては、緑化対象面積に 1 ㎡当たり 1 万 5 千円を乗じて得た額 (4) 生垣設置にあつては、延長 1m 当たり 5 千円を乗じて得た額 2 1 に掲げる規定より算定した補助金の額が生垣緑化は 3 万円未満、それ以外は 10 万円未満の場合、補助金は交付しない。
市民参加緑づくり(参加者が延べ 50 人以上であること。ただし、講師を派遣する事業にあつては 20 人以上であること。)	市民団体等が市民参加による樹林地整備、植栽、ビオトープづくり等の緑づくり活動や体験学習を実施する緑化事業	工事費、役務費、委託料、報償費、旅費、使用料、需用費等及び表示板の設置に係る費用。ただし、食糧費、交際費、接待費、団体運営費その他市長が補助事業の実施に必要ないと認める経費は、対象としない。	1 補助金の額は、補助対象経費の 10 分の 10 の額とし、1 千円未満の端数金額は、切り捨てるものとする。ただし、限度額は 300 万円とする。 2 1 に掲げる規定により算定した補助金の額が 10 万円未満の場合は、補助金は交付しない。 3 講師の派遣等をする事業にあつては、交付額の総額は一件 17 万円を上限とする。

備考 1 緑化対象面積の算定方法は、都市緑地法施行規則（昭和 49 年建設省令第 1 号）第 9 条第 1 号並びに第 2 号イ及びロの緑化施設の面積の算定方法を準用する。

2 植栽材料費のうち、樹高 4.0m 以上の樹木単価は 15 万円/本、樹高 4.0m 未満の樹木単価は 6 万円/本を上限とする。

3 市民参加緑づくりにおける工事費、役務費及び委託料については、目的の完遂にあたり高度な専門知識、技能及び資格を必要とするもの並びに危険な作業を伴うこと等により、一般市民による施工が困難なものを対象とする。

4 市民参加緑づくりにおける需用費について、草花（1～2 年草）に係る費用は、限度額を 50 万円とし、かつ植栽材料費全体の 1/2 以下であること。（都市緑化の普及啓発効果が特に高い全国規模のイベント等に関連する事業の場合及び愛知県内産花卉を 100% 使用する事業の場合は、この限りでない。）

別表第 2

事業内容	要 件
屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	次の要件のいずれかに該当すること。 1 公開性があること。(注) 2 緑化対象面積が1,000 m²以上であること。 3 中高木による植栽の面積が緑化対象面積全体の 25%以上であること。 4 屋上緑化及び壁面緑化の緑化対象面積の合計が緑化対象面積全体の 30%以上であること。
生垣緑化	次の要件の全てに該当すること。ただし、4 については、基礎を設ける場合に限り適用する。 1 公道又は隣地境界線に面する生垣の延長が生垣の延長全体の 60%以上であること。 2 延長 1m 当たり 2 本以上を植栽すること。 3 植栽後の樹木の高さが敷地等の地盤面から 90 cm 以上であること。 4 ブロック、コンクリート、れんが等で基礎を設けて、その上に植栽する場合は、当該基礎の高さが敷地等の地盤面から 50 cm 未満であること。
市民参加緑づくり	次に掲げる要件を全て満たすこと。 1 公有地の建物又は敷地で行われる事業であること。 2 参加者が延べ 50 人以上であること。ただし、講師を派遣する事業等の場合は 20 人以上とする。 3 営利を主たる目的としていないこと。 4 宗教的又は政治的宣伝意図を有していないこと。 5 参加料、入場料等を徴収して行う場合、料金等が社会通念上低廉な額であること。 6 事業を実施する市民団体等（以下「事業実施団体」という。）の構成員が自主的かつ主体的に取り組む事業であること。 7 事業実施団体が、補助金の交付目的に合致する活動実績や計画を有していること。 8 事業実施団体の規約等において、活動内容、主たる事務所の所在地、代表者及び構成員並びに会計経理の方法が明記されていること。 9 事業を実施する公有地の管理者の承諾を得ていること。 10 事業実施団体が事業により施工された緑化施設を適正に維持管理すること。

注 「公開性があること」とは、一般に開放されていること、管理者等に了承のもと必要に応じて見ることができること、公道から敷地等の全部又は概ねが眺望できること等のいずれかに該当していることをいう。